

府民総体出場資格フロー

京都府に在住または在勤

※1人につき2競技出場可（例：サッカーとバレーボール、サッカーの市町村対抗とマスターズなど）



京都府に在住とは

「一般的に京都府に住民票があり、居住の実態があること」

中学生は居住地のみ

高校生については中学校卒業時まで定めていた住所若しくは居住地（現住所が他府県の可能性有）

大学生等については現居住地又は中学校若しくは高等学校卒業時まで定めていた住所（〃）

京都府に在勤とは

「主たる勤務実態が京都府にある」

※複数の仕事を持つ場合、勤務実態の頻度が最も多い勤務のことを指す。正規・非正規は問わない。

※勤務が1つの場合の勤務頻度は特に制約がありません。

京都府に在住も
在勤もしていない

在住の市町村
から出場

※中学生・高
校生・専門学
校生含む

A

大学生等とは

四年制大学

短期大学

高等専門学校4・5学年

※専門学校生は含まない

※高校生は含まない

※中学生は含まない

C

在住している市
町村ではなく、
出身小学校のある
市町村から出
場する

D

※ふるさと登録
届の提出が必要

主たる勤務地
のある市町村
から出場する

B

主たる勤務地では
なく、出身小学校
のある市町村から
出場する

D

※ふるさと登録
届の提出が必要

出場資格なし

※前回の大会と異なる市町村から出場できるのは、転居・転勤（職）または就職の場合とする。

（「ふるさと」での出場についてはこの限りではない）